**経営事項審査の郵送受付の開始について**

令和２（2020）年４月20日

栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、これまで各土木事務所における対面審査で実施していた経営事項審査について、当面の間、以下のとおり郵送での受付を開始します（書類持参による審査も継続）。なお、感染症を巡る状況に変化があり、対応方針を変更する場合には改めて告知させていただきます。

**１申込方法**

○既に申し込んでいる審査を郵送に変更する場合、各土木事務所総務課にその旨電話で御連絡ください。

○今後新たに申し込みいただく場合、**土木事務所あて郵送もしくは窓口で、申込書（別添様式１）を提出**願います。その際、余白等に「郵送審査希望」と記載願います。決算終了に伴う変更届出書を郵送いただく際の同封でも可です。

**２提出書類**

○従前も御提出いただいていた「申請書類（正副１部ずつ）」「添付書類」「保有建設機械一覧表（該当がある場合）」に加え、**これまでは審査会場で確認だけをしていた「確認書類」の写しを提出**願います。

○**「確認書類」については、別添の一覧表の順番どおりに並べ、１つにまとめたものを提出してください。**

○「確認書類」の一覧表は、提出する書類にチェックを入れて、同封してください。

○「申請書類」「添付書類」「保有建設機械一覧表」については、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」を参照ください。

○「確認書類」の返却はいたしません。

○書類に不備があった場合、電話等で確認や再提出をお願いする場合があります。

**３送付方法**

○特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど、**発送後の追跡ができる方法での送付**をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。

○申請書類の副本を返却しますので、**返却用封筒（Ａ４）を同封**願います。なお、返却用封筒は、レターパックなど発送後の追跡ができるものとし、**副本の重量に応じた切手等を貼付の上、宛先を記入してください。**

**４送付期限**

○毎月１５日（必着）

**５提出書類の送付先**

**〒３２０－８５０１**

**宇都宮市塙田１－１－２０**

**栃木県監理課建設業担当あて**